

國學院大學學術情報リポジトリ

発題3教科教育学(社会)・伝統文化教育の視点から：
人間開発学の樹立に向けた展望と課題(平成二十一年
度國學院大學人間開発学会第一回大会國學院大學人
間開発学会設立記念公開講演会・シンポジウム人間
開発学研究の胎動--大学の行方を見据えて) --
(公開シンポジウム人間開発学の樹立に向けて--展望
と課題)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 安野, 功 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001173

が考えられる。自然科学では、同一条件での検証なら、誰が実施しても常に同じ結果が得られる。しかし例えば、優秀な教員という分類が、ごくかぎられた人にだけ当てはまるような現状であるのは、つまり、基本原理に対応するような手法（指導原理）が存在せず、結局は個人の能力に依存する部分が非常に多い可能性を示唆する。あるいは、大気の状態が違って、「晴れ」の状態が同じであるという意味で、「人間力」育成に関して、同じ結果を得るのに複数の手法があり得るのかもしれない。

したがって、現時点では「人間開発学」は経験科学とならざるを得ないと考える。それは、既に述べたことだが、検証可能性という問題が存在するからである。近年の脳科学の発達を考慮すると、将来的には、能力開発に基本原理が見いだされる可能性は残っていると考える。ただし、個人的には非常に難しいと思う。それは、前述のように（しつこく繰り返すが）問題とする対象の厳密な定義が可能になり、検証のための評価基準がすべて明らかになるとは考えがたいからである。

「人間開発学」という学問が成立するには、結局試行錯誤の集積と分析を地道に繰り返していくほか無いと考えている。「人間力」の開発と「人間力開発の能力」開発の基礎、と応用は、経験の蓄積からいかに一般化の道筋を見いだすかになるだろう。基本原則を見いだす努力は欠かせないが、それにはまず、「人間力」の評価基準をどのように設定するか議論を深めることが、経験の集積を進めることと平行して、必要である。それに成功するかどうかは、分からない。非常に挑戦的な課題であることは確かである。まずは、やってみることしか、進む道はないと考えている。

《発題③》「教科教育学（社会）・伝統文化教育の視点から」

「人間開発学の樹立に向けた展望と課題」

安野 功

一なぜ、今、人間開発学なのか

人間開発学の樹立に当たり、まず必要なことは、それが既存の教育学とどのような違いがあるのか、なぜ、今、人間開発学なのかを明らかにしておくなければならない。

持論では、その根拠を教育基本法の改正に求めるべきであると考えている。近年の教育学が旧教育基本法（以下、「旧法」）を法的な基盤としていたからである。

教育基本法の改正に当たり、これからの教育においてどのような日本人を育成すべきかが議論され、次の①～⑤を我が国の教育の目標と位置付けるべきであるという考えが示された。¹⁾

- ① 自己実現を目指す自立した人間の育成
- ② 豊かな心と健やかな体を備えた人間の育成
- ③ 「知」の世紀をリードする創造性に富んだ人間の育成
- ④ 新しい「公共」を想像し、21世紀の国家・社会の形成に主体的に参画する日本人の育成

⑤ 国際社会に生きる教養ある日本人の育成

これらは、旧法においてもそのすべてが実現できないというものではない。しかし、「公共」に主体的に参画する意識や態度の涵養を図る教育、日本の伝統や文化を継承し、その発展を目指す教育などが不十分であったという指摘については、教育関係者は勿論のこと、広く国民が認めるところであろう。

そこで、改正教育基本法（以下、「新法」）の下で新しい学部をスタートする本学においては、その理念を具現化する新たな教員養成・指導者育成の枠組を構築することを通じた次世代を担う教育者を養成していく責務があると考ええる。

それでは、具体的にどのような教員養成・指導者育成の枠組を打ち立てていけばよいのか。それが、本学会の究極の使命であると考えるが、上記④⑤と特にかかわりが深い教科教育（社会）と伝統文化教育に限定して、私見を述べていきたい。

二 社会科が育むべき「新たな人間像」と教科教育法（社会）の新しい方向

社会科は、社会認識を深め、公民的資質の基礎を養うことを任務とする教科である。そして、戦後の民主主義社会を担う人間を育てるといふ重要な役割を果たしてきた。

ところが近年、グローバル化や規制緩和の進展、司法の役割の増大など、社会経済システムの高度化、複雑化に伴い、「新しい時代に求められる公民的資質とは何か」という社会科の根幹にかかわる疑問が、教育に直接携わる教員や教員養成に携わる大学教員の間で囁かれ、社会科の今後の有り様や社会科が目指すべき人間像などが議論の俎上に上がる機会が増えてきた。

そうした中で学習指導要領の改訂が行われ、新学習指導要領においては、「日本人としての自覚をもって国際社会で主体的に生きるとともに、持続可能な社会の実現を目指すなど、公共的な事柄に自ら参画していく資質や能力」を身に付けた人間という、社会科が目指すべき新たな人間像が提示されたのであ

る。^②ここでのキーワードは「日本人としての自覚をもって国際社会で主体的に生きる人間」「持続可能な社会の実現を目指す」「新時代の公共社会の形成に自ら参画していく資質や能力の育成」であり、これらは本学が目指す人間開発学による「新たな人間像」の重要な要素となるものと確信している。

一方、社会科が課せられた新課題の解決に向けて、社会科の授業やそれを構想・展開する指導者の社会科観、指導力などが変わらなければならぬことは言うまでもない。そうした胎動は既に始まりつつある。その一例が、閉ざされた社会認識にとどまりがちであった「問題解決型」の授業構成から、子どもの社会研究を支える「問題構成型」の授業構成への転換（安田女子大学片上宗二氏が提唱）である。^③

こうした先行研究を視野に入れ、新時代の社会科像とそれを実現する新しい授業構成の理論、そして授業実践を基軸とした授業開発などが今後の課題であり、本学が目指す人間開発学研究の主要な柱となるものと考えている。

三 伝統文化教育の重要性と課題

旧法による戦後の日本の教育では、日本の伝統や文化を学ぶ機会が極めて希薄であった。そうした現状に対して、この度の学習指導要領の改訂では、伝統と文化に関する教育の充実が新たに打ち出された。

ところで、なぜ、今、伝統と文化を尊重する教育なのか。その背景や理由を要約すると次のようになる。

○伝統や文化を大切にすることに、次代に伝えていくべ

き価値あることであり、二一世紀の教育においても大切にはぐくんでいかなければならない。(不易の視点)

○グローバル化が進展する中で、民族、宗教、文化の違いに根ざした様々な問題が顕在化し、国家間の友好関係を強化し信頼を醸成していく国際協調の必要性も増大している。このため、民族、宗教、文化の多様性を再認識し、異なる文化を理解し尊重する精神を涵養すること、地域社会の中で他国の人々と共生していくことの重要性も高まっている。このことは同時に、自らのアイデンティティをいかにしっかり持つかという課題が課せられている。(変化への対応の視点)

こうした視点からの議論を経て、新法に新たに盛り込むべき理念の一つとして、次の提言が盛り込まれたのである。⁴⁾

(iv) 日本人としてのアイデンティティ(伝統、文化の尊重、郷土や国を愛する心)と、国際性(国際社会の一員としての意識)

○グローバル化が進展する中で、これからの時代には、国際社会の一員として生きる国際人としての自覚とともに、世界に生きる日本人としてのアイデンティティを持つことがますます重要になる。国際社会に出ていけばいくほど、自らを日本人として意識する機会が増え、自国の存在について無関心でいることはできず、国際社会における自国の地位を高めようと努力することは自然な動きである。このような思いが、国を愛する心につながるものであり、その前提として、自らの郷土や国について正しい理解を持つこと、例えば郷土や国の伝統、文化を正しく理解し、尊重することが重要となる。

この背景には、「公共」に関する国民共通の規範の再構築という、さらに大きな改善の視点がある。⁵⁾ 二一世紀の国家・社会の形成に主体的に参画する日本人の育成を図るには、国や社会など「公共」に主体的に参画する意識や態度の涵養を図ることが大切だが、そのためにも、国や社会、その伝統と文化を正しく理解し、愛着を持つことが重要なのである。

それでは、これら新法並びに新学習指導要領の趣旨を実現する伝統と文化に関する教育を、実際にどのように推進していくのだろうか。これについては、いわば未開の領域であるというのが、私の受け止め方である。

新学習指導要領では、総則の教育課程の一般方針において、伝統と文化を尊重する教育と道徳教育との関係が述べられ、国語科での古典や民話、社会科での歴史学習、技術・家庭科での衣食住にわたる伝統的な生活文化、音楽科での歌唱や民謡・郷土に伝わる歌・和楽器、美術科での我が国の美術、保健体育科での武道の指導など、各教科等の特質や役割に応じて改善・充実が図られている。⁶⁾ それらを踏まえた全体計画、特色ある指導計画等の作成が、各学校の喫緊の課題である。⁷⁾

また、先進的に取り組む学校の多くが、自校で推進する伝統と文化を尊重する教育のねらいを設定している。我が国の伝統や文化のよさに「ふれる」「親しむ」「味わう」「誇りや愛着をもつ」「守り受け継ぐ」「創造、発展させる」などが、その一例である。子どもが我が国の伝統や文化に直接ふれる機会を充実するための指導方法や教材の開発、外部人材や関係諸団体等との連携を図る体制づくりなどについての実践的な研究も進められて

いる。⁽⁸⁾

本学としては、これらの先進的な現場実践を収集・分析しつつ、本学独自の伝統と文化に関する教育のねらいを設け、その具現化に向けた研究に取り組まなければならない。

具体的には、本学が設定した伝統と文化に関する教育のねらいを実現する新しい授業構成の理論、そして関連教科等の授業実践を軸とした授業開発などが今後の課題であり、本学が目指す人間開発学研究の主要な柱となるものと考えている。

【注】

- (1) 中央教育審議会『新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興計画の在り方について』(中間報告) 平成一四年一月一四日・一二～一四頁
- (2) 中央教育審議会『幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について』(答申) 平成二〇年一月一七日、社会、地理歴史、公民 (i) 改善の基本方針・七九頁
- (3) 片上宗二は、社会認識教育学会編『社会認識教育の構造改革』(ニュー・パースペクティブ)に基づく授業開発』(明治図書、二〇〇六年・二四～二五頁)の中で、「問題構成型」に立つ社会科授業構成を提唱し、広島大学附属小学校『学校教育』NO.一一〇四・二〇〇九年七月号において、子どもの社会研究を支える「問題構成型」の社会科授業構成の要件、新学習指導要領の活用による「問題構成型」社会科授業の開発事例を示している。
- (4) 中央教育審議会『新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興計画の在り方について』(中間報告) 平成一四年一月一四日・二一～二二頁
- (5) 同「第2章新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方について」一六～一八頁では、教育基本法見直しの視点として、次の六点を挙げている。

① 国民から信頼される学校教育の確立

② 「知」の世紀をリードする大学改革の推進

③ 家庭の教育力の回復、学校・家庭・地域社会の連携・協力の推進

④ 「公共」に関する国民の規範の再構築 (「公共」に主体的に参画する意識や態度の涵養の視点、日本人としてのアイデンティティ (伝統、文化の尊重、郷土や国を愛する心) の視点、国際性の視点)

⑤ 生涯学習社会の実現

⑥ 教育振興基本計画の策定

(6) 文部科学省『小学校学習指導要領』平成二〇年

(7) 国立教育政策研究所では、平成一八年に「我が国の伝統文化を尊重する教育に関する実践モデル事業」を立ち上げた。この事業の概略は次のとおりである。

① 我が国の伝統文化に関する教育について、教育課程への位置付け、指導内容、指導方法、教材についての実践研究

② 外部人材や団体等との効果的な連携方策

(8) 拙稿「伝統・文化に関する教育の動向と課題」中村哲編集『伝統や文化に関する教育の充実』教育開発研究所、平成二一年・三〇～三三頁「モデル校」に見る伝統・文化に関する教育の動向、伝統・文化に関する教育の実践課題を参考にした。